〃	第四十五回	十億円	百三円十銭
〃	〃	十億円	百三円二十銭
〃	〃	五億円	百三円二十二銭
〃	第四十六回	十二億円	百三円九十四銭
〃	〃	二十億円	百三円七十銭
〃	第四十七回	五億円	百二円四十四銭
〃	〃	五億円	百三円三十五銭
〃	第四十八回	一億円	百五円二十九銭
〃	〃	十二億円	百六円二十銭
合　計		千三百二十五億円	

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

紛争解決等業務に関する細則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　紛争解決等業務に関する細則は、紛争解決等業務に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき及び同規則を実施するため必要な事項を規定することをその趣旨とする。

（用語）

第2条　この細則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

第2章　貸金業相談・紛争解決センターの組織

（消費者団体）

第3条　規則第10条第２項第３号の消費者団体とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　独立行政法人国民生活センター

(2)　財団法人日本産業協会

(3)　財団法人日本消費者協会

(4)　消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条に定める認定を受けた団体

(5)　前各号に掲げるもののほか、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第８条に掲げる活動の実績を有する団体

（経済団体）

第4条　規則第10条第２項第５号の経済団体とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(1)　日本商工会議所

(2)　社団法人日本経済団体連合会

(3)　公益社団法人経済同友会

(4)　前各号に掲げるもののほか、営利企業又はその経営者を会員とする団体であって会員資格を特定の地域の者に限定していないもの

（特別の利害関係）

第5条　規則第15条第３項の特別の利害関係がある場合とは、委員としての地位を離れた別個の利害関係を有する場合をいう。

２　委員会において、以下の表の甲欄の各号に掲げる事項を決議し又は遂行するに際し、甲欄に対応する乙欄に掲げる事由がある場合には、当該委員は、当該事項について特別利害関係を有するものとする。規則第68条第８項（同条第９項及び規則第74条第４項により準用される場合を含む。）により小委員会に権限が委任された場合における当該小委員会を構成する委員についても同様である。

〃	四十億円	百一円九十九銭	〃	〃	〃
〃	七十九億円	百二円	〃	〃	〃
〃	十億円	百二円三銭	〃	〃	〃
〃	十億円	百一円	第二十五回	〃	〃
〃	一億円	百一円五銭	〃	〃	〃
〃	五十億円	百一円七銭	〃	〃	〃
〃	三億円	百円五十五銭	第二十六回	〃	〃
〃	二十五億円	百円五十六銭	〃	〃	〃
〃	五十億円	百円五十八銭	〃	〃	〃
〃	五十億円	百円六十銭	〃	〃	〃
〃	百五億円	百円三十銭	第二十七回	〃	〃
〃	五億円	百円三十八銭	〃	〃	〃
〃	五億円	九十九円四十五銭	第二十八回	〃	〃
〃	二十億円	九十九円五十銭	〃	〃	〃
〃	五億円	九十九円十銭	第二十九回	〃	〃
〃	五億円	九十九円十二銭	〃	〃	〃
〃	十億円	九十九円十五銭	〃	〃	〃
〃	五億円	九十九円十八銭	〃	〃	〃
〃	五十億円	百円四十銭	第三十七回	〃	〃
〃	十億円	百円四十八銭	〃	〃	〃
〃	五億円	百一円五十五銭	第三十八回	〃	〃
〃	五億円	百三円三十七銭	第三十九回	〃	〃
〃	十一億円	百三円三十五銭	〃	〃	〃
〃	三億円	百三円三十七銭	〃	〃	〃
〃	三十億円	百三円七十五銭	第四十回	〃	〃
〃	三十五億円	百三円九十銭	〃	〃	〃
〃	七億円	百一円九十九銭	第四十一回	〃	〃
〃	十億円	百一円八十五銭	〃	〃	〃
〃	十億円	百二円九十銭	〃	〃	〃